

東日本大震災に係る被災代替家屋特例申告書

年 月 日

富谷市長 若生 裕俊 あて

(申告者) 住所又は所在地 〒

氏名又は名称

カガナ

個人番号及び
法人番号

電話 ()

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法附則第56条第11項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

記

納 税 義 務 者	住 所			
	氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 ()		
代 替 家 屋	所 在 地	富谷市		
	家 屋 番 号		床 面 積	㎡
	共 有 持 分		種 類 (用途)	
	取得・改築年月日	年 月 日	構 造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		
他市町村への申告の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (年 月 日申告 市町村)			

被 災 家 屋	所 有 者 の 住 所			
	所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称			
	所 在 地	(家屋番号:)		
	種 類 (用途)	床面積	㎡	共有持分
	処 分 方 法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日処分		

- 1 「代替家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替えとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 2 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 3 申告書は、1棟(区分所有家屋の場合は住戸)ごとに作成していただくことになります。
- 4 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替えとして取得した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
 - ※ 被災家屋の所有者とは、平成 23 年 3 月 10 日現在の所有者をいう。
 - ※ 例えば震災時に家屋を自己所有しておらず、震災後に家屋を取得された場合は、原則対象とはなりません。

2 代替（特例対象）家屋要件

- (1) 被災家屋の代替えとして取得した家屋
 - ・ 原則として被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- (2) 被災家屋を改築した場合、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

3 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、取り壊し又は売却等の処分をしていること。
・ 「損壊」とは、平成 23 年度において一定以上の損害があることにより減免が適用（損害割合 20%以上に限る。）される程度の被害を受けたものをいう（り災証明書の判定が、「一部損壊」の場合は、対象となりません。）。

4 取得期限

平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得又は改築された家屋

5 特例対象範囲

被災家屋の床面積相当部分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から 4 年度分は 2 分の 1、その後の 2 年度分は 3 分の 1 が減額されます。

また、改築家屋の場合は、改築後の価格について改築の翌年から 4 年度分、固定資産税が 2 分の 1、その後の 2 年度分は 3 分の 1 が減額されます。

6 申告書の提出期限、提出先

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の 1 月 31 日までに、富谷市市民生活部税務課固定資産税担当へ提出してください。（平成 24 年は、平成 24 年 4 月 24 日まで）

◎ 添付書類

1 被災家屋が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類

⇒ 「り災証明書(写)」等

2 被災家屋が所在したことを証する書類

⇒ 「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書(写)」, 「平成 23 年度固定資産課税台帳(写)」等
※ 被災家屋が富谷市に所在した場合は、提出不要です。

※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、上記の証明書等が発行されないため、その他被災家屋の所在を確認できる書類が必要です。

3 被災家屋の処分を確認できる書類

⇒ 「解体契約書(写)」, 「売買契約書(写)」, 「解体完了通知書(写)」等

4 その他

- (1) 平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に取得され、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類

⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」, 「建築請負契約書(写)」, 「売買契約書(写)」等

- (2) 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であること証する書類

○ 相続人の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本(写)」

○ 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の確認書類

⇒ 「戸籍謄本(写)」と「住民票(写)」

○ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等の確認書類

⇒ 「法人の登記簿謄本(写)」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。